資料2 商標法4条1項15号について

1 商標法の規定

第4条(商標登録を受けることができない商標)

- 1 項 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けること ができない。・・・
- 15号 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第10号 から前号までに掲げるものを除く。)

商標法4条1項10号ないし14号は、典型的に混同を生ずるおそれのある例を具体的に規定し、それ以外で混同を生ずるおそれがある商標について登録を排除するため、 一般条項ないし総括規定として、15号を設けている。

商標法4条1項15号の混同を生ずるおそれがある商標の類型としては、①商標が同一又は類似で、商品、役務が非類似である場合、②商標が非類似で、商品、役務が同一又は類似である場合(本件の場合)、③商標が非類似で、商品、役務が非類似である場合がある(以上、最高裁判所判例解説民事篇平成12年度(下)658頁参照)

2 最高裁平成12年7月11日判決(レールデュタン事件)の判決要旨

判決要旨1

商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務(以下「指定商品等」という。)に使用したときに、・・・当該商品等が右他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれ(以下「広義の混同を生ずるおそれ」という。)がある商標を含むものと解するのが相当である。

けだし、同号の規定は、周知表示又は著名表示へのただ乗り(いわゆるフリーライド)及び当該表示の希釈化(いわゆるダイリューション)を防止し、商標の自他識別機能を保護することによって、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、需要者の利益を保護することを目的とするものであるところ、その趣旨からすれば、・・・周知又は著名な商品等の表示を使用する者の正当な利益を保護するためには、広義の混同を生ずるおそれがある商標をも商標登録を受けることができないものとすべきであるからである。

判決要旨2

「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人

の表示周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきである。

- 3 「混同を生ずるおそれ」の判断基準(判決要旨2)について
- (1) 商標の類似性の程度

混同を生ずるおそれを肯定するには、商標の類似が必ずしも必要ではないが、商標が相紛らわしいことは、混同を生ずるおそれを肯定する資料となる。

商標法4条1項11号の意味で商標が非類似であっても、引用商標が著名である等のため広義の混同のおそれがある場合には、同項15号に該当することがある。

本件では、「三浦」と「ミュラー」の相違が大きいか。(原告に有利)

(2) 他人の表示の周知著名性及び独創性の程度

引用商標の著名度が高ければ混同のおそれのある範囲は広い。

ハウスマーク(営業主の表示)と、ペットマーク(個々の商品に付された表示)と を過度に意識すべきではない。

本件では、引用商標の著名度が高い事案といえる。(被告に有利)

- (3) 商品間の関連性の程度、取引者及び需要者の共通性その他取引の実情
 - (ア) 性質、用涂、目的の関連性

「フランク三浦」時計と、「フランク ミュラー」時計との関連性はどうか。 前者が後者のパロディ商品であるということをどう考えるか。パロディ商品で あることを想起させるという点で、商品間の関連性は強いものがあるとはいえな いか。

(イ) 取引者、需要者の共通性

「フランク三浦」時計と「フランク ミュラー」時計は、通常同一営業主により製造販売されている商品、あるいは同一の目的に使用され同一店舗で販売される商品といえるか。

両商品は、需要者を共通にする商品であるといえるか。

(ウ) 引用商標の主体又はその属する業界に経営多角化をし、又は出願商標の指定商品の分野に進出しているという事情がある場合は、混同のおそれを肯定する方向に斟酌される(東京高裁平成8年12月12日判決・判例時報1596号109頁)。

本件では、引用商標の主体が、出願商標の商品分野(廉価な時計)を取り扱うことが考えられるか。